

聞いてほしい！医療費の負担を減らすコツ ②

コツ
②-1

高額療養費(こうがくりょうようひ)に合算できる自己負担額を見つけましょう。

健康保険制度には、医療費の家計負担が重ならない「高額療養費制度」というものがあります。医療機関や薬局の窓口で払った医療費(保険適用分の自己負担額)が1か月(1日から末日まで)で上限額(自己負担限度額)を超えた場合、「高額療養費」として、その超えた額が戻ってきます。

◆**高額療養費**とは = **保険適用分の自己負担額** から - **自己負担限度額** を引いた額

同じ月に、同じ病院で入院と外来があったり、複数の病院にかかったり、健康保険の扶養に入っている家族が治療した分の、それぞれの自己負担額を合算して請求をすることができる場合があります。合算できる自己負担額(下記A、Bを参照)を見つけて高額療養費を請求してみましょう。

A. 自己負担限度額の仕組み

自己負担限度額は、被保険者本人の収入(所得)や年齢、総医療費により、1か月の上限が決められます。70歳未満(※1)または70歳以上75歳未満(※2)に分けられます。75歳以上の方は後期高齢者医療制度となり取り扱いが変わります。

(※1) 70歳未満の方の自己負担限度額

被保険者の所得区分		自己負担限度額	と 多数該当(たすうがいとう)の場合の限度額
ア	報酬標準月額	83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当140,100円>
イ		53万円~79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当 93,000円>
ウ		28万円~50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当 44,400円>
エ		26万円以下	57,600円 <多数該当(※3) 44,400円> ← P.3のAさん
オ	低所得者(住民税非課税者等)		35,400円 <多数該当 24,600円>

(※2) 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額は、こちらのQRよりご覧ください。→

(※3) 多数該当とは過去12か月以内に3回以上、自己負担限度額に達した場合に4回目から自己負担限度額が下がる制度です。インディペンデント通信第7号をご覧ください。



B. 合算できる自己負担額とは？(合算できる自己負担額とできない自己負担額があります。)

① 領収証を次のルールで仕分けしてそれぞれを合計してみましょう。

- 1) 月ごとに …… 「月の1日から末日まで」
- 2) 受診者ごとに …… (例えば本人の場合) 「本人の健康保険の扶養家族に入っている父母」
- 3) 医療機関ごとに …… 「A病院 B病院 Cクリニック」
- 4) 入院・外来・医科・歯科ごとに

※支払った額のうち保険適用分の金額だけで、差額のベッド代、食事代、自費の分などは入りません。

② 合計したら◆高額療養費の計算に合算できる自己負担額を見つけましょう。

- 1) 70歳未満の方 ……
同じ月、1つの医療機関で、医科・歯科・入院・外来別に保険適用分が**21,000円**以上の自己負担額が当てはまります。
→ 例 P.3の★2
- 2) 70歳以上 } …… 保険適用分の自己負担額すべてが当てはまります。
75歳未満の方

コツ
②-2

医療機関の処方せんにより院外薬局で支払った額は、その医療機関の外来の自己負担額に合算できます。→ 例 P.3の★1

コツ
②-3

同じ月に限度額適用認定証を入院と外来両方に提示した場合であっても合算できることがあります。→ 例 P.3の★1

コツ
②-4

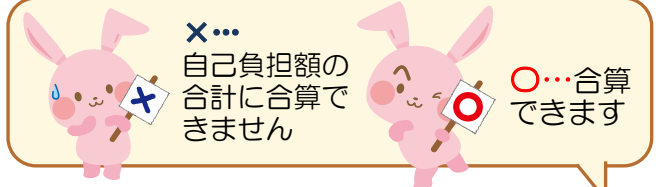
入院中に同じ病院の他の科にかかり、領収証が「外来」となっていたら外来の治療費となります。

コツ
②-5

70歳以上75歳未満の方は、すべての保険適用分の自己負担分が合算できます。→ 例 P.3の★3



高額療養費が戻るか？実際に計算してみよう！



Aさん 45歳 協会けんぽ被保険者本人 がんの手術後、外来で 抗がん剤治療中 限度額適用認定証 (所得区分 エ)	A病院 ★1	入院	手術で入院した時の自己負担額 (限度額適用認定証使用)	57,600円	○
		外来	退院後外来で治療した時の自己負担額 (限度額適用認定証使用)	57,600円	○
		薬局	処方せんで調剤薬局で支払った薬代	3,000円	○
	B病院 ★2	外来	自己負担額 5回通院	18,000円	○
		薬局	処方せんで調剤薬局で支払った薬代	5,000円	○
	Cクリニック	外来	自己負担額 2回通院	8,000円	×
自己負担額 ★3				141,200円	①

★2 Aさん、B病院での外来は21,000円未満ですが調剤薬局の薬代を合わせると23,000円となり自己負担額に合算できます。

★3 70歳以上75歳未満の健康保険扶養家族の医療費はすべて合算できます。

Aさんの父 72歳 健康保険の扶養家族	D歯科	歯科外来	自己負担額 2回通院	6,000円	○
	Cクリニック	外来	自己負担額 1回通院	1,000円	○
	自己負担額			7,000円	②

Aさんの母 69歳 健康保険の扶養家族	D歯科	歯科外来	自己負担額 4回通院	21,000円	○
	Cクリニック	外来	自己負担額 1回通院	2,000円	×
	自己負担額			21,000円	③

Aさんが払った自己負担額の合計は ①+②+③になりますね。

① 141,200円 + ② 7,000円 + ③ 21,000円 = 169,200円

高額療養費の申請で払い戻される額は 169,200円 - 57,600円 = **111,600円**
(Aさんの所得区分 エ の自己負担限度額は57,600円です。)

高額療養費として
払い戻される額

コツ
②-6



社会保険労務士
ゆうこりん

- ◎ 3人家族の例を紹介しましたが、一人暮らしでも合算はできますよ。
- ◎ 計算方法がわからなければ、保険証と領収証を用意して加入している健康保険の窓口で電話してみましょう。
- ◎ 領収証がない場合には、そのことを伝えましょう。
- ◎ 健保組合によっては、請求手続きがいらなかったり、付加給付として自己負担限度額が少ないなどの独自の給付がありますので、問い合わせてみましょう。
- ◎ 国民健康保険の方は、取り扱いが違いますので市区町村に問い合わせてみましょう。

限度額適用認定証を使っても
こんなに戻ってくるんだね！
正しい計算方法を知ると
大切だね。

合算できる自己負担額が見つかったら、必要な書類を揃えて申請しましょう！

あなたもインディペンデントの仲間になりませんか？
がん患者さんの就労支援 **インディペンデント**は
会員を募集しています。

インディペンデント通信は、協賛広告を入れずに無料で
配布していますが、あなたにお届けするための送料と印
刷代が必要です。賛助会費やご寄付は大歓迎です！